





法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.4.3	契約解除	変更前	営業所	737910	大貫簡易郵便局	○	宮崎県延岡市大貫町2-3022-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.4.3	契約解除	変更前	営業所	768160	新戸町簡易郵便局	○	長崎県長崎市新戸町3-17-4	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.4.3	契約解除	変更前	営業所	786450	高山有明簡易郵便局	○	鹿児島県肝属郡肝付町波見2154-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.4.3	契約解除	変更前	営業所	827750	比曾簡易郵便局	○	福島県福島市松川町金沢土戸目喜1-11 松川工業団地第二応急仮設住宅内	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.4.10	移転	変更前	郵便局	810810	女川郵便局	-	宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜十二神60-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	810810	女川郵便局	-	宮城県牡鹿郡女川町女川浜大原1-43 SG9街区1画地	-	○	○	○	○	○	-	
H29.4.14	契約解除	変更前	営業所	947320	根崎簡易郵便局	○	北海道函館市根崎町595	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.4.17	移転	変更前	郵便局	222960	伊勢船江郵便局	-	三重県伊勢市船江4-4-34	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	222960	伊勢船江郵便局	-	三重県伊勢市船江4-3-17	○	○	○	○	○	○	-	
H29.4.17	移転	変更前	郵便局	700720	喜名郵便局	-	沖縄県中頭郡読谷村喜名478	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	700720	喜名郵便局	-	沖縄県中頭郡読谷村喜名477-3	-	○	○	○	○	○	-	
H29.4.17	移転・改称	変更前	郵便局	812380	石巻門脇郵便局	-	宮城県石巻市門脇町5-10-14	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	812380	石巻のぞみ野郵便局	-	宮城県石巻市蛇田新立野280 7街区2画地	○	○	○	○	○	○	-	
H29.4.20	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	784940	イオンタウン始良内郵便局	-	鹿児島県始良市東餅田336	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.4.24	移転・改称	変更前	郵便局	320790	石動福町郵便局	-	富山県小矢部市西福町6-31	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	320790	小矢部桜町郵便局	-	富山県小矢部市桜町1671	-	○	○	○	○	○	-	
H29.4.24	契約解除	変更前	営業所	557230	渋木簡易郵便局	○	山口県長門市渋木3454-4	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.4.24	移転	変更前	郵便局	810430	大谷郵便局	-	宮城県気仙沼市本吉町三島26-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	810430	大谷郵便局	-	宮城県気仙沼市本吉町大谷305	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。